

令和7年5月27日
於：保健医療福祉総合プラザ

第3回 世田谷区本庁舎等における
区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会

1 開 会

2 議 題

(1) 報告案件

なし

(2) 審議案件

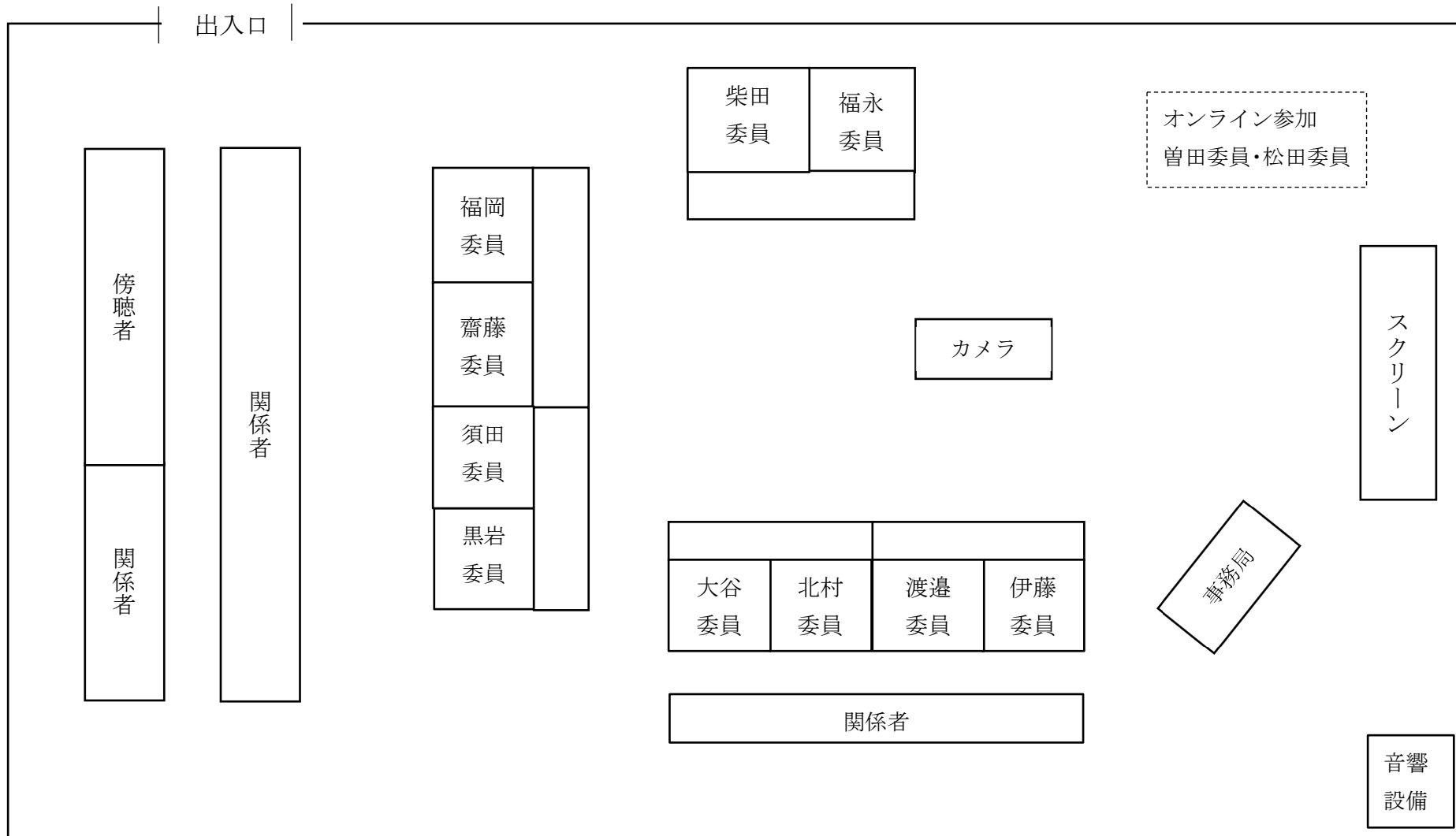
- ①（仮称）事業運営委員会構成等について
- ②スペースごとの活用想定及び備品について
- ③施設利用ルール案について
- ④愛称募集について
- ⑤オープニングイベントについて

3 次回の日程等

【配布資料】

- 1 準備会各議題資料一式（座席表、委員名簿、資料1～6）
- 2 オブザーバー委員からの意見シート（資料7）

第3回 世田谷区本庁舎等における
区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会 座席表
(保健医療福祉総合プラザ 研修室 C-2)



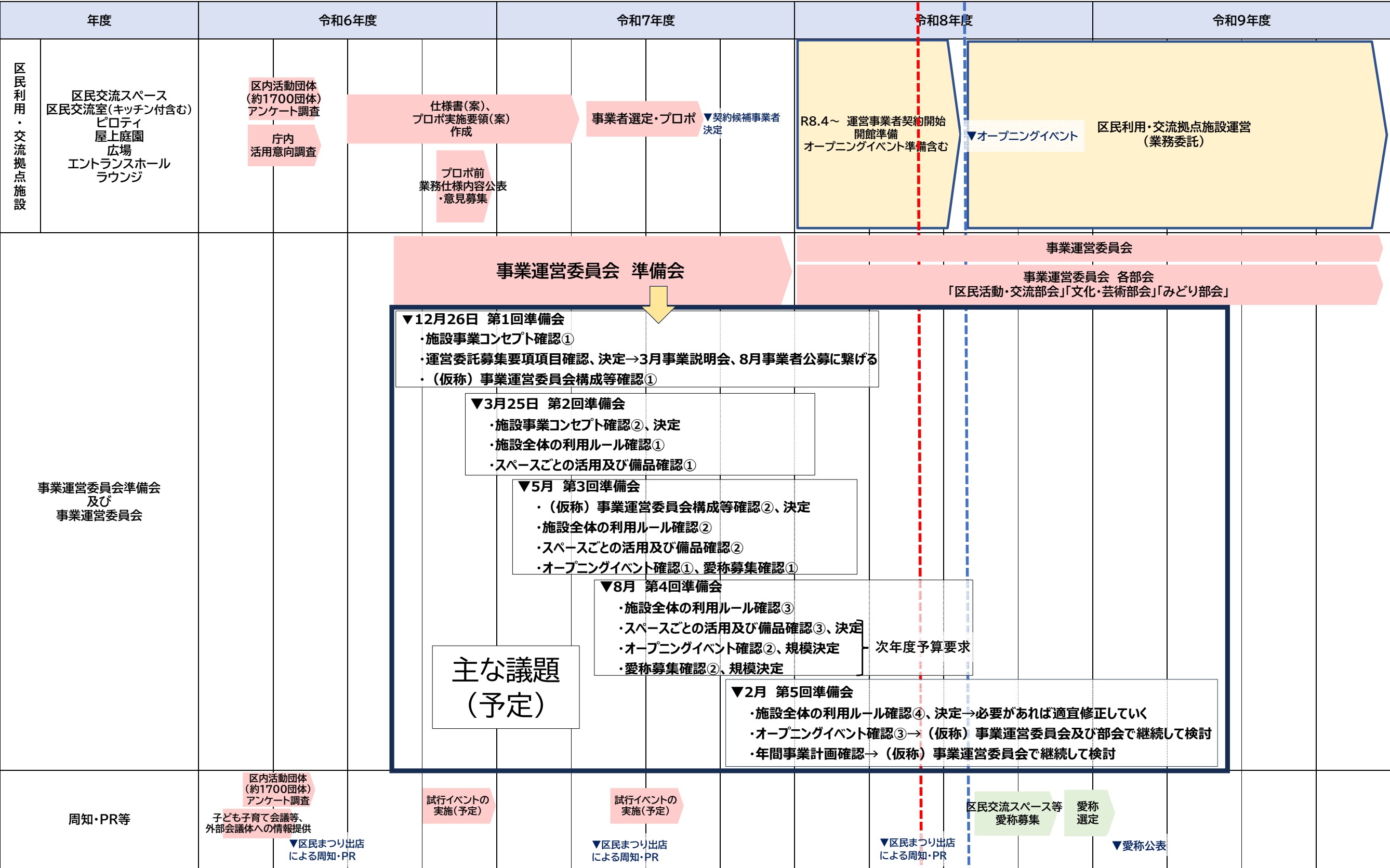
世田谷区本庁舎等における
区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会 委員名簿

		氏 名	所 属
委 員	学 識 経 験 者	曾田 修司	跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授
		齋藤 啓子	武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授
		福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授
	団 体	柴田 真希	NPO法人まちはらば代表理事
		福永 順彦	一般財団法人世田谷コミュニティ財団代表理事
		松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
	行 政	渡邊 謙吉	生活文化政策部長
		伊藤 祐二	生活文化政策部市民活動推進課長
		北村 正文	庁舎整備担当部庁舎管理担当課長
		大谷 周平	生活文化政策部文化・国際課長
		須田 健志	障害福祉部障害施策推進課長
		黒岩 さや香	みどり33推進担当部みどり政策課長
オ ブ ザ ー バ ー 委 員	団 体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長
		大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長
		河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表
		村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長
		湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事
	学 生	石 快晟	国士舘大学（NPO法人国際ボランティア学生協会（IVUSA））
		高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」（学生ボランティアネットワーク）
	中 間 支 援 組 織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり
		代表者	公益財団法人せたがや文化財団
		代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
		代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会

区民利用・交流拠点施設 開設までのスケジュール及び準備会での主な議題について

区民利用・交流拠点施設 全体スケジュール

2期工事竣工 令和8年9～10月頃 ▼ 令和8年11月 区民利用・交流拠点施設 開設予定



修正案
(5/27第3回準備会時)

修正内容

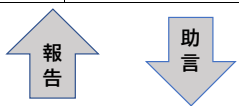
令和8年4月～

(仮称)事業運営委員会 委員名簿(案)

	No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
委員会	1	学識経験者	デザイン、市民参加	齋藤 啓子	武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授	【主な議題】 ○事業運営方針の策定・改定等 ○年間事業計画の検討 ○拠点施設の利用ルール等の検討 ○拠点施設の利用状況の共有(日常の利用状況、アンケート結果分析等の確認)
	2	学識経験者	文化・芸術	曾田 修司	跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授	
	3	学識経験者	みどり	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授	
	4	区内活動団体	区民活動	柴田 真希	NPO法人まちこぼ代表理事	
	5	区内活動団体	団体支援	福永 順彦	一般財団法人世田谷コミュニティ財団代表理事	【開催頻度】 年3回程度
	6	区内活動団体	区民活動、子ども	松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事	
	7	区民(公募)	—		公募区民(18歳～39歳対象)	
	8	区民(公募)	—		公募区民(18歳～39歳対象)	
	9	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者	
	10	事務局	行政	部長	生活文化政策部長	
	11	事務局	行政	課長	市民活動推進課長	

←区民活動・文化部会から
こちらに移動

←みどり部会からこちらに
移動



		No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
「区民活動・交流」及び「文化・芸術」部会	区民活動・交流	1	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	【主な議題】 ○「(仮)市民活動フェアイベント」 企画助言・参画検討 ※上記イベントには文化・芸術に参加・体験できたり、地域アーティストや文化団体と連携し活躍の場を提供するような内容も検討する。
		2	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	
		3	中間支援組織	団体支援	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	
		4	区内活動団体	賑わい創出等	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	○利用状況等についての意見
		5	区内活動団体	シニア活動	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	
		6	区内活動団体	障害者関連団体	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	○拠点施設での継続的な活動につながる仕掛け等の検討
	7	学生(若者)	—	—	(★)学ボラ①・IVUSA①・区内大学推薦②		
	8	学生(若者)	—	—	(★)学ボラ①・IVUSA①・区内大学推薦②	【開催頻度】 年3回程度	
	9	事務局	行政	課長	市民活動推進課長		
	10	事務局	行政	課長	障害施策推進課長		
	11	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者		
文化・芸術	1	中間支援組織	団体支援	代表者	公益財団法人せたがや文化財団		
	2	区内活動団体	賑わい創出等	検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者		
	3	区内活動団体		検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者		
	4	事務局	行政	課長	文化・国際課長		
		No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
みどり部会		1	中間支援組織	団体支援	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	【主な議題】 ○「(仮)市民活動フェアイベント」 企画助言・参画検討
		2	区内活動団体	みどり	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	
		3	区内活動団体	みどり	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	○利用状況等についての意見
		4	学生(若者)	—	—	(★)学ボラ①・IVUSA①・区内大学推薦②	
		5	学生(若者)	—	—	(★)学ボラ①・IVUSA①・区内大学推薦②	○拠点施設での継続的な活動につながる仕掛け等の検討
		6	事務局	行政	課長	庁舎管理担当課長	
		7	事務局	行政	課長	みどり政策課長	【開催頻度】 年3回程度
		8	事務局	行政	課長	市民活動推進課長	
		9	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者	

←トラまちさんは区内活動
支援事業も行っているため
区民活動部会にも参加

←市民活動推進課はみどり
部会にも参加

学ボラ→学生ボランティアネットワーク

IVUSA→NPO法人国際ボランティア協会(IVUSA)

★→4つの学生枠については、学ボラ1枠、IVUSA1枠、区内大学推薦2枠として、先に学ボラさん、IVUSAさんの推薦学生を1名ずつ確定する(※参加する部会は区民活動・文化部会、みどり部会どちらでも構わない)。次に、残りの学生枠については区内大学推薦により決定する。

追加

【柔軟な委員会運営】

- 委員会、部会双方への参加(報償費なし)や、部会委員の別の部会への参加も可能(任命事由がある場合、クロスオーバー参加可、報償費あり)
- 委員会委員、部会委員以外に、その時の検討議題に合わせて専門性のある方などに委員会、又は部会参加していただくことも可能(委員会、部会が招へいした場合、報償費あり)

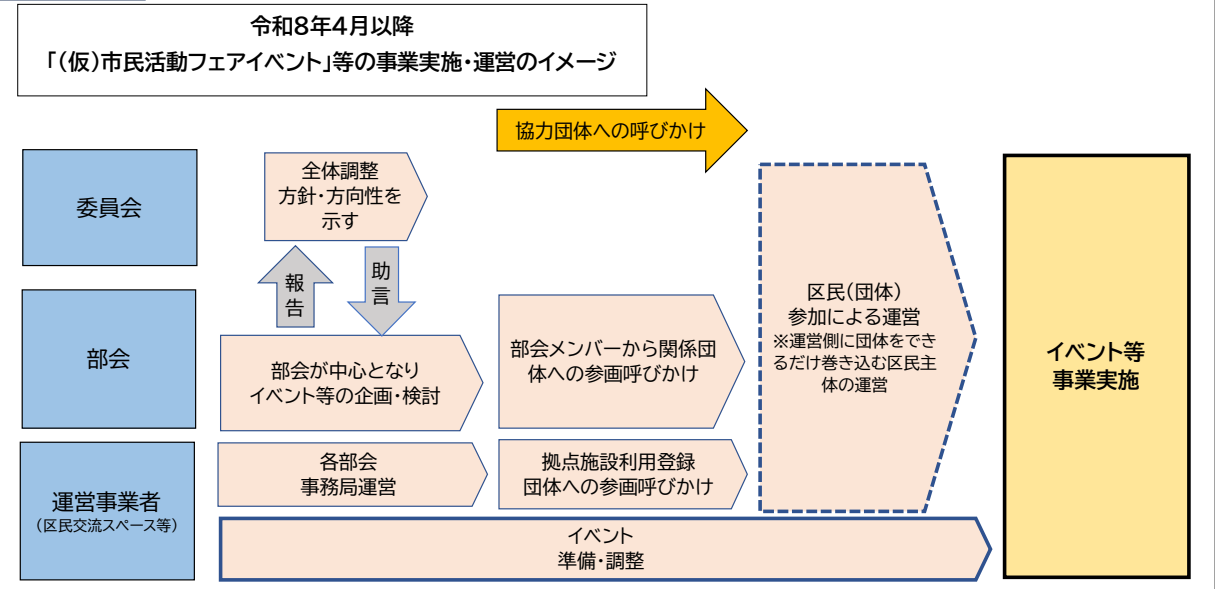
(想定例)
○施設の主要な利用団体の代表者に来ていただき、利用状況や改善案などを伺う
○あまり利用が少ないジャンルの団体代表者に来ていただき、施設利用につながる仕掛けやきっかけなどについてご意見を頂く。
○年間を通して特定のテーマを設定して議論する際に、テーマに沿って専門性がある方をお呼びする。
・例えば、「市民活動フェア」「継続的な活動につながる仕掛け・事業」について、「ビジネス」「健康」「スポーツ」などをテーマとして部会で取り組む場合に、当該関係者に部会に参加いただく。
・検討議論内容に応じて、大学関係者やコミュニティビジネス関係者に参加いただく。

追加

【「子どもからの意見集約」「世代別公募委員」について】

(子どもからの意見集約)
「意見箱を交流スペースに設置しての子ども向け利用アンケート」、「利用団体(子ども関連団体)へのヒアリング」「子ども対象イベント実施時のアンケート」などにより意見聴取を行い、結果を委員会に共有して事業運営にフィードバックする。※様々な世代の利用を目指した施設のため、委員としての参加は行わない。
(世代別公募委員)
○当初各部会に設けていた公募区民枠については、公平な視点、区民目線の間を施設事業全体に反映したい観点から委員会の方に変更。
○参加が一番難しいとされる現役世代、若い世代からの意見をいただき、利用促進につなげたい観点から年齢を18歳～39歳に限定して募集を行う。
○公募委員については、リモート参加も可能とする。

修正なし



修正なし

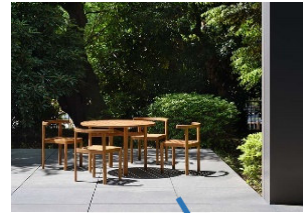
○任期について

任期は2年とする。再任は可能だが、2回までとする(最長6年)。委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

スペースごとの活用想定及び備品(区民交流スペース)

資料3-1

- 広場内でのオシャレな椅子、テーブル
- ・天気がよい日には、憩いの空間の創出のため、広場(テラスによる日陰あり)にテーブル3×椅子4=12人程度が座れるようにする。



イメージ



イス

テーブル

- 障害者施設自主生産品コーナー、カームダウンスペース
- ・視認性を高め、より多くの方の導線に近づけるため、階段北側から南側に場所を変更
- ・空いたスペース等にカームダウンスペースを用意する。



カームダウンスペース

- 卓上モニター
- ・卓上モニターは区民交流室に常設するのとし(必要に応じ交流スペースに持ち込む)、交流スペースでは工事設置する可動式50型モニター2台を活用する。

- Web会議用物品
- ・360度マイク&スピーカーを追加(マイクやモニターは用意済)



360度マイク&スピーカー

- ホワイトボード
- ・ホワイトボード兼展示パネルに変更
- ・壁などに貼り付けて繰り返し使用できるホワイトボードシートを追加



ホワイトボード兼展示パネル
ホワイトボードシート

- キッズスペース
- ・常設のキッズスペースからイベントに応じて場所や形が変更できるフロアマットに変更



フロアマット

- ・フロアマットの1辺を可動式の棚(高さ65cm)及びワゴン(高さ95cm)で囲う



棚

ワゴン

- ・子どもが遊ぶおもちゃを用意



積み木

お絵かきボード

スペースごとの活用想定及び備品 ○区民交流スペース

- 個人利用スペース
- 主に役所に手続きにきた来庁者や、業者、学生の憩いの場と想定



テーブル

イス(背メッシュ座面レジャー)

円形スツール

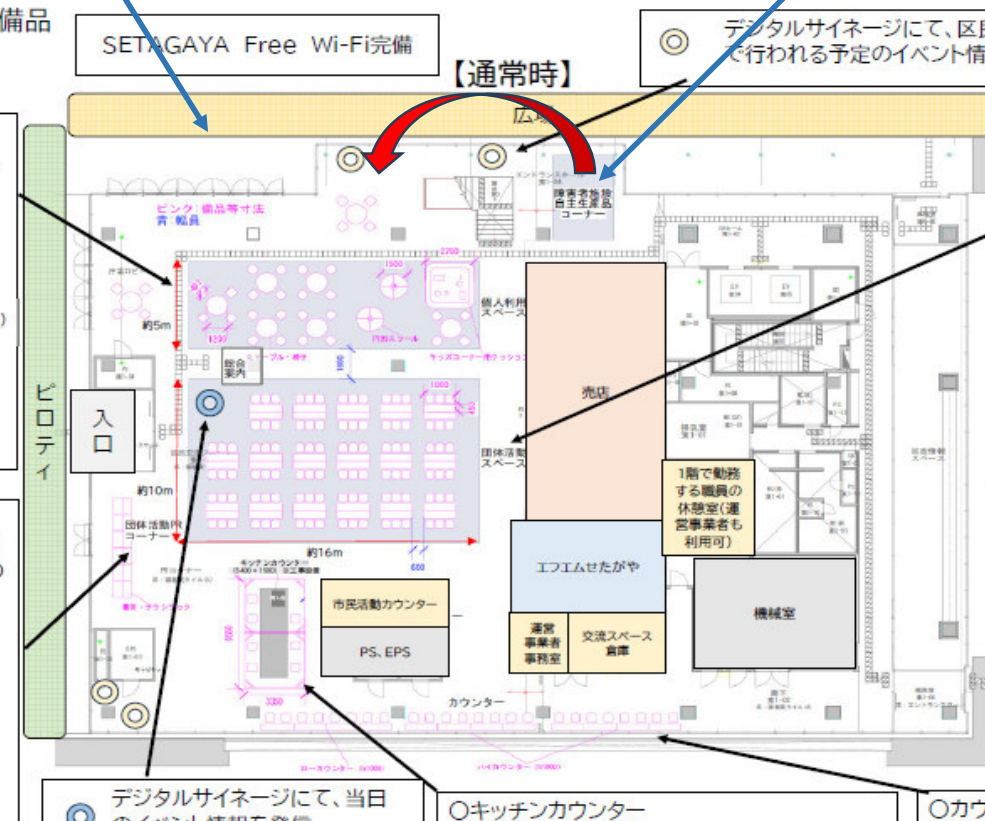
キッズスペース

- 団体活動PRコーナー
- 施設利用団体の通常の活動や区民利用・交流拠点施設以外での活動のチラシ等を表示



ラック①

ラック②



デジタルサイネージにて、当日のイベント情報を発信

【パース映像(ピロティから見たイメージ)】



【パース映像(区民交流スペース内)】



- キッチンカウンター
- 流し台では、ワークショップで利用した文具の洗浄や、交流会等での飲食時の利用を想定



キッチンカウンター仕様の調整中

キッチンカウンターを囲うパーテーション

冷凍冷蔵庫

電子レンジ

ケトル

- カウンタースペース
- 個人での学習利用や休憩スペースと想定



ハイカウンター

ローカウンター

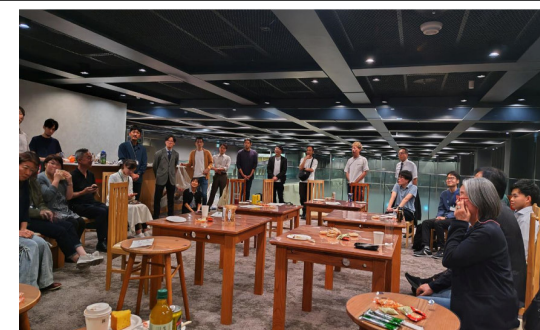
卓上ライト、仕切りパネル ※常設はせず貸出想定

カウンターコンセント

- キッチンカウンター
- ・照明イメージは右のとおり。防犯上の観点からも特定箇所のみ電気のオンオフや調光は難しいが、右のとおり、原設計においてすでにダウンライトを採用しており、さらにキッチンカウンターを囲うフレーム及びパーテーションの活用によりオシャレな空間を演出する。



夜間にラウンジで実施した交流会の様子



キッチンカウンターを囲うフレーム及びパーテーション

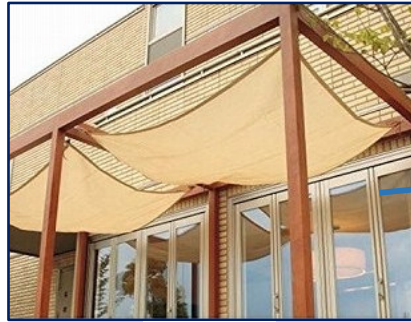
スペースごとの活用想定及び備品

○屋上庭園

資料3-2

○屋上庭園(6階)の日陰対策

- ・南側に10階建ての東1期棟(高層棟)があるため、季節による増減もあるが、一定程度は日陰となる。
- ・パーゴラには上部に遮光ネットを設置できるようなフックを設置する。



イメージ

- ・その他日陰とならない部分はイベント時はテントの設置により、対応することとする。

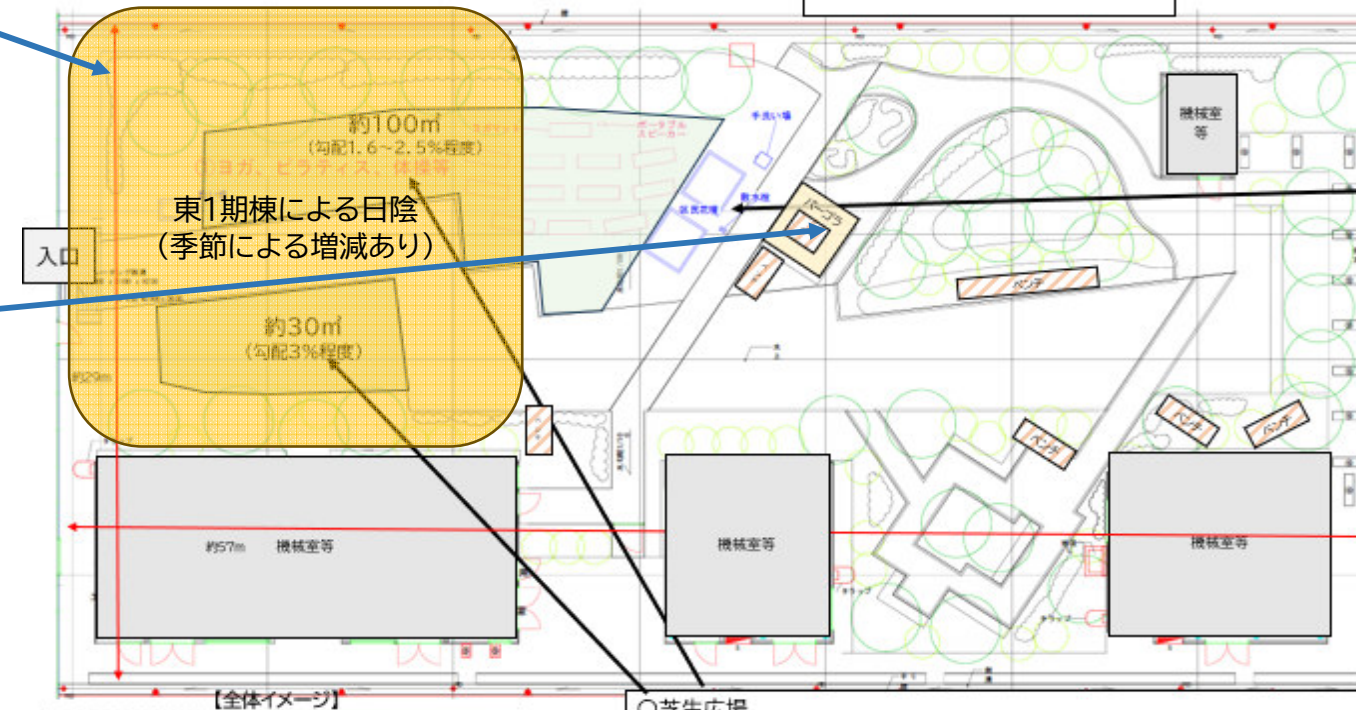
○テーブル、イス

- ・6階であり、急な突風等のリスクもあるため、備品でのテーブル、イスは常設では設置せず、イベント時のみの設置とする。

○屋上庭園での火気使用について

- ・屋上庭園のベンチは災害用ではなく、災害時屋上での七輪等を含むの火気使用は、火の粉の飛散等のリスクがあることから難しい。

スペースごとの活用想定及び備品 ○屋上庭園



【芝生広場イメージ】



○芝生広場

区民花壇を除き、芝生約100㎡及び30㎡の範囲にて屋上の緑を感じながらヨガ教室や緑のワークショップ等の実施を想定。



テーブル (屋外のため折りたたみ式天板を使用)



イス (全天候対応型)



テント



ミストシャワー付き扇風機



ケーブルプロテクター



Bluetooth対応スピーカー



CDラジカセ



ポータブルワイヤレスアンプ、マイク



コードリール



ホースリール

※その他、必要に応じて区民交流スペース、広場の備品を活用する。

資料7-4

○区民花壇

芝生エリアの一部に約2畳分(3.3㎡)の区民花壇を2か所用意。形状や面積については検討中。

この区民花壇の管理方法について、市民活動推進課が実施する提案型協働事業において庁舎管理担当課と団体が区民ワークショップ等を通して検討を進めている。

施設利用ルール案(利用フロー図 活動事前登録→当日手続き)

【活動事前登録】			【当日手続き】		【予約(事前相談)】		ルール、その他 (ごみ等の扱い等)		
利用内容	利用場所	活動事前登録	当日手続き		予約(事前相談)		ルール、その他 (ごみ等の扱い等)		
活動利用 (団体・個人)	交流拠点施設 ※区民会館・区民交流スペース内の個人利用スペースを除く	区民交流スペース等を利用する場合は、以下の項目について登録シート等を作成し事前登録を行う(対面にてヒアリングを必須とすることを想定。事前の登録シート等の提出は電子申請可)。 【登録内容】 1. 組織構成 設立趣旨や組織目的、団体等の人員体制等の構成等 2. 通常の活動内容 活動内容・ジャンル、活動場所、対象者等について 3. 交流拠点施設で行う活動 交流拠点施設で行う活動について、以下の内容等の確認を行う。 ①「NPO等の公益性を有する活動・事業」かまたは「民間企業等の区民の生活、文化、教養の向上に寄与する活動・事業」か ②「事前相談が必要な活動」か、「事前相談なしに当日手続きにて利用可能な活動」か	運営事業者(相談カウンター内)に簡易な手続きを行った上で利用する 【当日手続きで利用可能な活動】 (予約不可な活動) ・打合せ、会議 ・趣味、サークル活動 ・講習会、ワークショップ等(事前周知、事前の会場確保が不要な活動) ※交流拠点施設は多くの区民や団体等の交流を目的とした場であるため、上記活動について区民交流スペースをオープンに利用していただくことを基本とする。ただし、秘匿情報を扱う活動や周囲の活動状況との関係の中で区民交流室の利用が必要な場合は区民交流室の利用を促すなどの利用調整を行う。		【予約(事前相談)の流れ】 (1)約1年前より事前相談を受付開始(世田谷区民会館と同様) (2)HP等により空き状況を公表(区の事業が先に年間事業計画として先に予定される) (3)区事業等(年間事業計画)や他団体の利用意向、区民会館の利用状況と利用調整の上、予約や備品等の利用の可否を判断。 【予約(事前相談)が必要な活動等】 ・対外的な活動 (区民等に広く事前周知し、参加者を募集して実施する活動や、団体等の交流や区民参加を伴う活動で、予め一定程度の場所の確保が必要な活動) ・1日以上(終日以上)継続しての活動 ・区外団体(全ての構成員が区民以外の団体)の活動、区民ではない個人の活動 ・物品販売等参加者から料金徴収をする活動 ・飲食物の販売や提供を行う活動 ・音楽やダンス、演劇等の公衆に見せ、また聴かせる活動 ・音楽や大きな音が伴う活動 ・区民交流スペースにて、スクリーンや音響設備等を利用する活動 ・広場・ピロティ、屋上庭園での活動、またテントや音響機器、ステージに係る設備や備品等を利用する活動 ・エントランスホール、ラウンジでの活動 ・民間企業等の活動、事業(収益を伴うものや賑わい事業) ・秘匿情報等を扱う活動(区民交流室の利用) ・総会等団体内で日程調整を伴う、団体メンバーのみの活動については、通常活動で交流拠点施設を利用している団体を条件とする。(通常活動で交流拠点施設を利用していない場合は、けやきネットを通じた公共施設を利用していただく。)		【飲食について】 飲食可能(酒類も使用可) ※酒類の使用は平日夜間または土日休日とする。 【ごみについて】 団体活動にて生じたごみについては、区役所本庁舎にて処分を行えないか関係所管と調整中。		
		(事前登録は不要)		区事業での利用の場合は、原則庁内の事前調整を経ての利用となる。 ※区庁内での事前の利用意向調査にて作成した年間事業計画に基づいた利用となる。		【予約(事前相談)の流れ】 (1)1年数か月前より市民活動推進課が区庁内あてに年間利用意向調査を行う。 (2)各所管の利用意向に基づき利用調整を図り、日時・時間・場所を確定、年間事業計画を作成する。 (3)上記意向調査以外にも、各所管にて利用意向がある場合は市活課が相談を受け、随時利用調整を行う。		【ごみについて】 区事業により生じたごみについては、区役所本庁舎にて処分を行う。	
		(事前登録は不要) ※職員が団体等の打合せ等での利用は可能。職員のみ会議等の利用は不可。		運営事業者(相談カウンター内)に簡易な手続きを行った上で利用する		(予約なし)		—	
個人利用 (活動利用を除く)	・個人利用スペース(区民交流スペース内) ・カウンタースペース(区民交流スペース内) ・広場や屋上庭園のベンチ等 ※区民会館・交流スペース内の団体活動スペースを除く	(事前登録は不要)	利用時において、手続きは不要 ※一部、カウンタースペース等でライト等を利用する場合は、当日に運営事業者(相談カウンター内)に簡易な申請手続きを行った上で利用する		(予約なし)		【ごみについて】 個人利用のごみ箱は設置しない(ごみは各自処理。ただし、コンビニで購入のもののみコンビニ設置のごみ箱を利用可とする予定) 【利用調整】 ○混雑時は、一部利用者の占有を避けるため、時間制限を設ける可能性あり ○団体利用を優先し利用を制限する場合あり		

施設利用ルール案(商店街、商店街店舗の利用、他団体との連携利用についての整理)

	主催	活動・事業の 位置づけ	利用可能 エリア	営利活動 としての参加料
ケース① NPOと商店街が連携する場合	NPO団体等	非営利	全て	—
ケース② 商店街理事長名にて利用申請がある場合	区内各商店街	非営利	全て	—
ケース③ 商店街理事長名にて利用申請がない場合	商店街加入店舗もしくは未加入店舗 【各個店の主催の事業となる】	営利	限定エリア	主催者のみが区に支払う

○非営利・営利の判断は事業・イベントの主催者の種別で判断を行う。
○事業・イベントの中で商店街や商店街加入店舗、未加入店舗が出店した場合においても、あくまで主催者の種別で判断するため、各店舗が商店街に加入しているかどうか等は問わない。

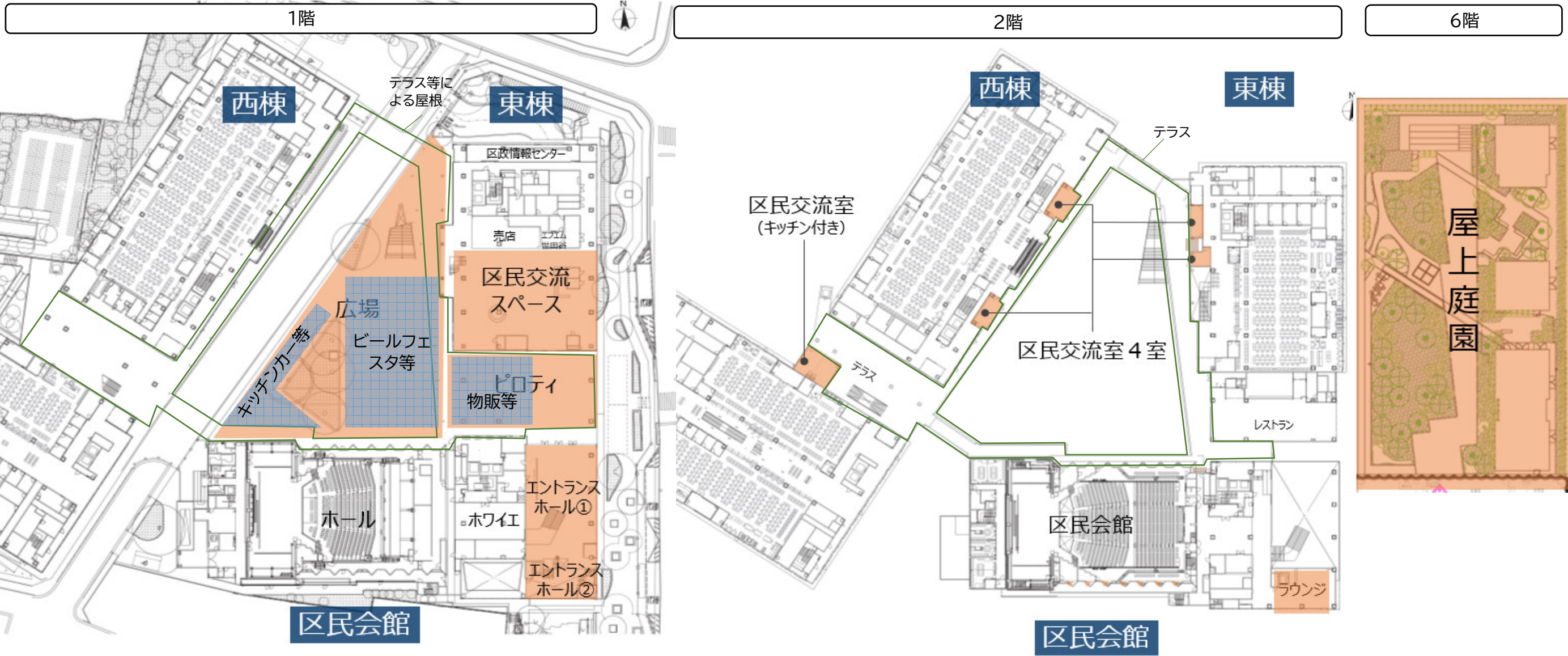
○施設利用ルール案について(施設で利用対象となる活動・事業及び営利・非営利)

(参考) 3/25第2回準備会資料

資料4 - 3

【NPO団体等及び区の活動エリア、民間企業等が行う営利活動エリア想定】

ONPO団体等の活動を担保した上で、施設の賑わいを創出するため、民間企業等が営利活動することができるエリアを定義する。



区民利用・交流拠点施設範囲※区民会館除く

＝

- ・NPO団体等の活動・事業
- ・民間企業等の非営利活動
- ・区の事業

ができる範囲

凡例

民間企業等が営利活動(直接的に収益が生じる活動・事業)できる範囲

※NPO団体等が利用したい場合は優先する

○施設利用ルール案について(施設で利用対象となる活動・事業及び営利・非営利)

【施設で行われる活動の可否及び営利・非営利の整理】

凡例

活動エリアの限定無し

活動エリアの限定有り

実質的主体	活動・事業	具体例	参加者からの 料金徴収の有無	施設利用 の可否	営利・非営利 の判断	備考
NPO団体等 NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体(身近なまちづくり委員会等)、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人 など ※個人による活動も含む	公益性を有する活動・事業 ※以下全てを満たす活動 (1)区民の生活、文化、または教養の向上に寄与する活動・事業(趣味、娯楽、スポーツなどの活動も含む) (2)原則、情報公開できる活動・事業であること (3)政治や宗教活動を目的としない活動・事業であること (4)公序良俗に反しない活動・事業であること (5)暴力団の利益にならない活動・事業であること	打ち合わせ・会議	問わない	○	非営利	
		趣味・サークル活動				
		講習会・ワークショップ (団体等の成果発表等)				
		マルシェ				
民間企業等 株式会社、有限会社、学校法人、医療法人等	企業、営利組織等が行う、区民の生活、文化または教養の向上に寄与する以下の活動・事業 (1)社会貢献活動 (2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動 (3)ソーシャルビジネスに関する事業(社会問題の解決を目的としたビジネス) (4)コミュニティビジネスに関する事業(地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決する事業) (5)交流拠点賑わい創出事業	子ども食堂、講座・セミナー、商品の無償提供、試食 【(1)社会貢献活動】 【(2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動】 【(3)ソーシャルビジネスに関する事業】 【(4)コミュニティビジネスに関する事業】	無し	○	非営利	自社製品のPRの色合いが強い場合には、営利活動と判断し、活動エリアを限定する。
		興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ等) 【(5)交流拠点賑わい創出事業】 ※(1)～(4)についても参加者から料金徴収する場合は(5)同様に活動エリアを限定する。	有り	○	営利	
	民間企業等の通常の営利事業	打ち合わせ・会議(※利用可の活動に関するものを除く)	問わない	×	—	
		月謝が伴う○○教室	有り(月謝)	×	—	月謝を支払った区民しか参加することができないため、不可。
区	(1)区が主催または共催する区民対象の事業 (2)区と団体等が協働して行う事業	○○まつり、○○フェアなど	問わない	○	—	事業実施に伴い、民間企業が実施する販売(キッチンカー等)部分についても非営利として実施可能とする。

【参加料の考え方】

(令和6年3月事業運営実施計画策定時)

- ・原則として無料
- ・1日を超えて継続して活動する場合は、拠点事業経費をもとに参加料が必要
- ・区民を含まない団体・区民以外の個人は活動時間に関わらず参加料が必要
- ・営利活動は活動時間に関わらず参加料が必要
- ・区との協働による活動は減免あり



(参加料設定の基本的考え方)

- 1日を超えて継続する場合や、区外団体または区民以外の個人が活動する場合の参加料
⇒特定の団体の占有を避けることや、区内団体を優先したいことから、参加料を必要としているが、より幅広く活用いただく主旨から4時間500円など低額な設定とする。
- 営利活動の参加料
⇒NPO団体等が実施する活動・事業に伴う収益は公益的な活動に充てられるものとし、非営利に準ずる活動として参加料は不要とする。
・民間企業等が収益を得るもしくは、収益を得る目的で行う活動・事業を実施する場合には、通常庁舎を使用する際に生じる料金相当を参加料として徴収することを想定。

区民利用・交流拠点施設の愛称募集について

1. 基本的な考え方

(1) 趣旨・目的

区民利用・交流拠点施設の基本理念である「区民、市民活動団体及び区が協働して、多様な人々がともに支え合い、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する」に向けて、施設を分かりやすく印象付けるとともに、区民や団体の皆様に愛着や親しみを持って利用してもらえよう、愛称を募集する。

(2) 募集時期

施設のコンセプトや開設後の利用状況も踏まえた上で設定するため、施設開設（令和8年11月頃）以降に愛称募集を行う。

(3) 愛称の範囲

「区民交流スペース・区民交流室」、「広場・ピロティ」「屋上庭園」といった屋内空間、屋外空間、屋上空間にエリアを分けて愛称を設定する。

開設時期	棟・工期	区分	愛称
令和8年度	東2期棟	区民交流スペース	①愛称募集する
	東2期棟	区民交流室（2室）	
	西2期棟	区民交流室（2室）	
令和11年度	西3期棟	区民交流室（キッチン付き）	
令和8年度	外構	広場	②愛称募集する
	東2期棟	ピロティ	
	東2期棟	屋上庭園	③愛称募集する

※令和7年4月より世田谷区民会館は「せたがやイーグレットホール」として愛称を使用

2. スケジュール

令和8年11月	区民利用・交流拠点施設開設（予定）
11月	愛称募集開始
令和9年1月	愛称募集締切
3月	選定委員会開催（（仮称）事業運営委員会と同日実施）
4月	愛称使用開始（区のおしらせ等にて愛称公表）

3. 選定委員会

令和8年4月に設置する（仮称）事業運営委員会開催に併せて実施する。（別途報償費あり）。

No.	種別	役職等	氏名
1	学識経験者	跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授	曾田 修司
2		武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授	齋藤 啓子
3		東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授	福岡 孝則
4	区内活動団体	NPO法人まちこらぼ代表理事	柴田 真希
5		一般財団法人世田谷コミュニティ財団代表理事	福永 順彦
6		NPO法人せたがや子育てネット代表理事	松田 妙子
7	公募区民	公募区民（18歳～39歳）	公募区民
8		公募区民（18歳～39歳）	公募区民
9	区職員	生活文化政策部長	部長

4. 審査基準（案）

- （1）区民、市民活動団体及び区が協働して、多様な人々がともに支え合い、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する施設としてふさわしいもの
- （2）スペースごとの特徴を分かりやすく捉え、統一感があり、誰もが覚えやすく、呼びやすく、末永く親しまれるもの

【参考：せたがやイーグレットホール】

- （1）世田谷区の文化・芸術の拠点となる世田谷区民会館のイメージにふさわしいもの
- （2）誰もが覚えやすく、呼びやすく、末永く親しまれるもの

5. 応募にあたって

（1）周知方法

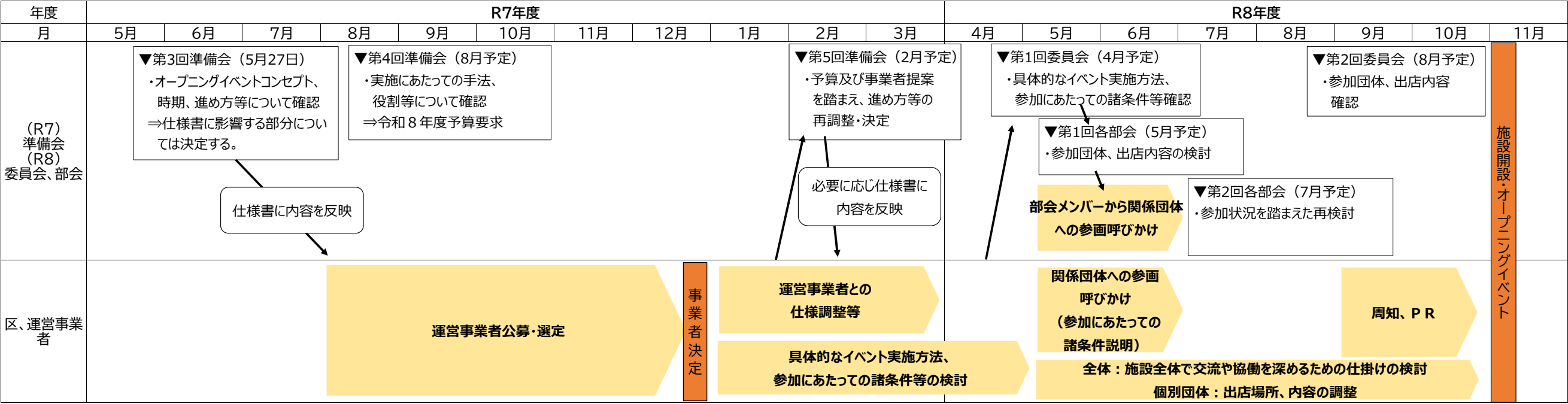
区民利用・交流拠点施設HP・SNS、施設内でのチラシ配布、区HP・公式SNS、区のお知らせ等

（2）応募方法

オンライン申請、施設内の投票箱への投函、書面もしくははがきの郵送

6. 愛称の使用

令和9年4月以降、施設名称として使用し、施設パンフレットやHPをはじめ、区役所庁内や周辺地域のサイン等を愛称に変更する。また、別途象徴的な看板やオブジェの作成等についても検討する。



コンセプト

①「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」のオープンとして、施設のコンセプトにあわせた市民活動に関する様々な企画・出店とともに、市民活動に直接関心がない方や一般層、若年層、ファミリー層を引き付けるコンテンツを区民会館ホールを中心に用意し、間接的に市民活動の価値や可能性に触れられるようにする。

②実施にあたっては、区、運営事業者、委員会、部会で協力し、イベントをつくりあげていくとともに、当日は様々な交流が生まれる仕掛け（トークセッションや、交流会、誰でも参加できるオブジェの作成等）を施し、区民・団体・区がこの施設で交流や協働を育んでいくという機運を醸成させ、オープニングイベント以降の利用促進を図る。

実施時期

令和8年11月開設以降の土日祝の内、1日間

出店団体の参加方法

委員会、部会委員、区、運営事業者からの呼びかけによる参加

出店団体の諸条件

出店料等、出店に伴う費用は不要とするが、有償での出店依頼も行わない。
※物品販売やワークショップ参加等による参加料等の徴収は可能とする。
※区民会館ホールを中心とした販わい創出のためのコンテンツについては区が別途予算要求する。

実施内容イメージ(案)

1階 2階 6階 地下1階

スペース	日中(9時～17時)	夜間(17時～20時)
区民交流スペース	様々な市民活動団体の展示、市民活動に関するシンポジウム、市民活動者のトークセッション、区民交流室の成果発表	参加団体の活動発表、区民を交えた交流会(飲食あり)
区民交流室	特定のテーマで参加者を募り会議(成果発表は区民交流スペースで実施)	—
広場	オープニング・クロージングセレモニー、区と団体での協働による活動PRやマルシェ、団体のダンスや若手アーティスト、大道芸等の発表、商店街出店、キッチンカー、交流自治体物産展、写真撮影コーナー	—
ピロティ	民間企業出店、古着・銀細工小物等の物販&ワークショップ	—
屋上庭園	みどり、外遊びをテーマにしたワークショップや子ども遊び、区民花壇の管理開始、写真撮影コーナー	—
区民会館ホール	集客力の高いイベント(ダンスイベント、演劇等※世田谷のコンテンツを入れた催し)、せたチャレ!(GCF)応募団体の紹介、人気投票結果発表	—
区民会館集会室	区民会館ホールで実施するイベント出演者控室	—
区民会館練習室	区民会館ホールで実施するイベント出演者の練習	—
エントランスホール①	区民会館発表団体の物販、せたチャレ!PRコーナー(人気投票)	—
エントランスホール②	子ども遊び	—
ラウンジ	商店街や障害者福祉施設によるカフェ、スタンプラリー交換	—
施設全体	スタンプラリー、誰でも参加できるオブジェ(手形等)の作成	—

○オブザーバー委員からの意見シート

資料7-1

氏名		所属	(仮称)事業運営委員会構成等への意見
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	賛成
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	条件付きで賛成します。 委員会のジェンダー・年齢バランス等が必ずしも十分ではない点などは、三つの部会のオブザーバー機能を活かしていただくことが肝要と思うし、「追記」内容に大いに賛同する。 気になるのは委員会の公募区民枠で、三部会各一で三名とすべきではないか？ 「文化・芸術」部会が弱い？
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	子どもからの意見集約の追加は、良いと思いますが、具体的な実施に当たっては通り一遍な意見を提出してもらっての分析という方法ではなく、 「目的が明確で工夫した調査」をすべき である。即ち、 目的＝子どもたちや保護者にとって魅力的で情操教育に役立つような設備や遊具が取り揃えられるようにする 。そうなるための調査方法の 工夫＝保育園や幼児教育の専門家に数通りの提案をもらい、それらを実装させて試験使用期間を設けて試験すること を数回繰り返して、都度アンケートを採ったりヒアリングしたり観察したりして、結果を定量的に評価することで、最適な設備や運用(2-3パターンを定期的に転換して変化させるなど)にする。
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	修正及び追記承知いたしました。
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	賛成
学生	石 快晟	国士舘大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	賛成
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	賛成
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	賛成します。 事業運営委員会の公募区民については、 対象となる現役世代・若い世代の参加を促すために公募のプロセスや運営委員会の実施において配慮や工夫などの想定はあるのでしょうか？
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	柔軟な委員会運営は賛成するが、既にいろいろな分野の団体の代表者等が委員やオブザーバーに名を連ねている。 課題に応じてPTのようなものを作って検討した方がスピーディ ではないか。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	賛成
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	賛成

○オブザーバー委員からの意見シート

氏名		所属	スペースごとの活用想定及び備品への意見
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	子どもスペースについてのご検討をありがとうございました。 おもちゃについて、 良いおもちゃは大人とこどもの関わる機会を生み出してくれます 。誤飲や事故等、リスクは遠ざけつつ、人と人の関わりしろを生み出してくれる玩具をご検討いただければ嬉しく思います。 https://goodtoy.jp/ （例えば…です） 親と子の関わりだけでなく、親子同士、またはたまたま傍にいた大人も関われるようなものや、 ソフレールなど世田谷ならではの玩具を紹介しつつ、販売コーナーと連動させることもできるのではないかと考えます 。学齢期や学校外で過ごす子どもにとっても心地よい空間であると尚素晴らしいかと考えます。近くの教育センターの現状把握と差別化ができると良いかと考えました。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	広場：「オシャレな椅子、テーブル」とあるが、オシャレかどうかは誰がどのような基準で判断するのか？（デザイン性の重視は重要であると思うが故あえて問う）。なお イメージ図の家具は木製で重厚なようだが、プラ製スタッキングチェアのようなものの方が便利ではないか？ 屋上庭園：第2回の福岡先生のご意見を再度確認されたい／ ミストシャワーは広場にも必要
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	賛成
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	修正及び追記承知いたしました。
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	賛成（屋上のテントについては、風で飛ばされないよう錘もセットで用意しておきたい）
学生	石 快晟	国土舘大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	賛成
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	賛成
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	賛成
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	現行の 市民活動支援コーナーの利用状況を考慮 すると、以下のようなニーズが高いと考えられる。 ・コインベンダー式のリソグラフ、複合機などの印刷設備 ・チラシを配架するスペース ・DTPや調べ物(新聞系のデータベース)のためのパソコン、けやきネットの端末 ・利用者のロッカー、プロジェクターの貸出 ・机などに電源の設置
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	賛成
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	賛成

氏名		所属	施設利用ルール案についての意見
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	どれだけルールを整備しても、隙間をぬう様な利用法が発生することも予想されます。 ルールの整備はもとより、“モラルが育まれるあり方”ができると思い と考えます。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	2箇所の花壇をはじめ、コモン的な市民参加の管理のあり方については、提案型協働事業の課題として、並行して検討を進めていく。
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	賛成
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	賛成
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	施設利用ルール案について、の項で、 NPO団体等には個人も含まれるとのことになっておりますが、個人事業主あるいは事業の登録をしていなくても、金銭のやり取りがある活動をする人は珍しくなく、公益的な名目をつけて活動することはよくあります。 実質、というよりも完全に、民間企業等の方にある「月謝が伴う〇〇教室」と変わらないケースが出てくると思われます(そういう使い方が可能になってしまいます)。そういう人や使い方を締め出すべき、と主張しているのではなく、そういう使い方を胸を張ってできるよう、 妥当と思われる使用料を設定することも検討 してはいかがでしょうか。
学生	石 快晟	国士舘大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	賛成
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	施設の利用に際し、当日受付で希望するスペースが実際に使えるかどうかについて、学生の立場からは不安を感じることがあります。特に学生は、授業やアルバイトの合間を縫って活動を行っており、現地に行って「本日は利用できない」となってしまうと、貴重な機会を逃すことになりかねません。 資料には「HP等で空き状況を公表する」との記載がありますが、リアルタイムで更新されているかどうかは明確ではなく、また当日利用分のオンラインでの仮押さえもできないため、実際に利用できるかどうか確信を持ちにくい点が課題です。 特に利用が集中しやすい時間帯では混雑が予想されるため、 オンライン上でリアルタイムに空き状況を確認できる仕組みがあると、利便性が大きく向上する と考えます。さらに、スマートフォン等から簡単に確認できる環境や、30分程度の短時間仮押さえ、直前キャンセル枠の活用など、柔軟な運用が行われることで、より多くの若年層が安心して施設を利用できるようになると思います。 多様な区民の交流や活動を後押しする場として機能させるためにも、オンラインと現地の受付体制をうまく連携させ、学生をはじめとする若い世代が気軽に利用しやすい環境づくりが重要だと考えています。
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	スタートは、この案での試行で良いかと思います。 実施しながら、利用ニーズを踏まえつつ、修正・更新していくことが大事だと思います。 当日の予約状況や使用状況は、会場に来なくても把握することはできるのでしょうか？ また、それはどの程度まで把握できるイメージでしょうか？ 例 団体利用スペースの情報→現在の空き状況、イベント情報(屋上含む) 個人利用スペースの情報→現在の混雑状況など
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	・「すべて事前相談を要する」とあるなど、 運営団体が判断しなければいけない部分が多い のではないかと。 ・ 「活動を伴わない個人」の定義 を示してほしい。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	地域の小さな自主団体さんにも積極的に活用ができるような仕組みづくり が必要かと思います。理由としては、以前にも記載しましたが、特にこの付近は公共施設貸出の少ないエリアかと思います。団体規模の大小に合わせた貸出を考え、柔軟な貸出方法を考えていただきたいです。 今の案だといつも使用する団体しか利用することができず、貸出団体の固定化に繋がるような気がいたします。 商店街もそうですが、 町会・自治会活動や民生委員活動なども利用できる よう考えていただければ幸いです。
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	異存ありません。 (以下 提案です) ・「参加料」という名称について前回準備会で意見がありました。条例に基づく「利用料」の名称によらず柔軟な対応を可能にしようとする区の考えに賛同します。その上で、 イベント等の参加料(参加者が主催者に支払う)との混同を避ける意味でも、例えば「施設利用協力金」などの名称を検討 してはいかがでしょうか。

○オブザーバー委員からの意見シート

資料7-4

氏名		所属	愛称募集への意見
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	いいと思います。募集キャンペーンを広く広報できると良いと考えます。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	愛称は、 それぞれの空間が持つ機能の特殊性・独創性を端的に言い表すようなものであればよい と思う。たとえば屋上庭園ならば、「管理・利活用においてコモン性を持った公共空間である」ことを暗示するとか、区民交流スペースならば、「人々が出会い・創造性を発揮する場」という意味が読み取れるものとする、といった具合に。広場・ピロティには、不要に思えるが…。
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	愛称の募集時期はもっと早くでも良いのではないか？ と思います。施設の周知につながるので。
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	区民交流室の愛称は共通した言葉 が使われると良いと思います。その他愛称募集について承知いたしました。
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	賛成(あまりたくさんあると憶えられなくなりそうですが、)
学生	石 快晟	国士舘大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	賛成
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	愛称募集の広報にあたっては、ぜひ学生ネットワークを活用していただきたい と考えています。大学や専門学校、地域の学生団体には、それぞれ独自の情報発信ルートやコミュニティがあり、これらを通じた広報は若年層への効果的なリーチにつながります。特に、学生はSNSやLINE、大学内ポータルサイト、授業・ゼミ内での情報共有など、デジタルツールを日常的に活用しており、紙媒体や行政のHPだけでは届きにくい層にもアプローチが可能です。すでに地域活動に参加している学生ボランティアネットワーク(学ボラ)やIVUSAなどとの連携を通じて、施設の目的やコンセプトに共感する層に向けた募集を行うことで、より意味のある応募が期待できます。せっかく区民参加型の愛称募集を行うのであれば、若者にも「自分たちも関われる」「意見が反映される」と実感してもらえるよう、学生ネットワークとの連携による広報展開をぜひご検討いただければと思います。
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	賛成
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	令和8年11月の施設開設と同時に愛称の募集を始めるとしているが、まだ利用が本格化する前に募集しても応募がどれくらいあるか疑問である。ホールと違い、利用形態は多種多様であることから、 少し利用実態を見たのちに募集し、区民に長く愛される愛称を選定してはどうか。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	賛成
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	賛成

○オブザーバー委員からの意見シート

資料7-5

氏名		所属	オープニングイベントへの意見
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	いいと思います。 商業化はあまり苦勞せずともできるかと思うので、文化度というか区のスピリットみたいなものを丁寧に作って反映するデザインができると良いと考えます。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	今日、暮らしの中で、花やみどりを育てることを実践している人々は、ずいぶん少なくなっているように思う。屋上庭園や広場では、興味を持った人々が気軽に実践できる仕組みや学びの機会をさまざま提供していきたいものだ。特別な催しもさることながら、日常的な機会提供のあり方も考えてみたい。
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	オープニングイベントは、良いと思います。一方、供用開始直後から区民・地域活動団体などが有効に活発に利用するように、十分なPRを少しでも前倒しして行うようにして欲しい。存在自体を知らない、利用できることを知らない、利用方法が分からないと施設供用開始したのに「誰も利用者が居ない！」というのが最悪のシナリオ。
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	オープニングイベント案、承知いたしました。
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	賛成
学生	石 快晟	国士舘大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	賛成
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	現在想定されている広報手法は、「区のおしらせ」や「公式ホームページ」、施設内への掲示や投票箱の設置など、主に従来型のアナログ手段に依拠しており、特に若年層に対する情報の到達力という観点では、十分とは言い難い面があります。大学生をはじめとした若者世代の多くは、InstagramやTikTokといったSNSを日常的な情報収集手段として活用しており、広報媒体としてこれらを積極的に活用することが、より効果的な訴求につながるものと考えます。 また、若年層への広報を単なる一方向的な情報発信にとどめず、SNS発信そのものに学生が運営側として参画できる枠を設けることで、若者の視点を活かした柔軟で共感性の高い広報活動が可能となります。加えて、広報を担うこと自体が学生の学びや成長の機会ともなり、イベントに対する主体的な関わりを促すことができます。このような仕組みを取り入れることで、若年層からの関心と参加意欲の向上が期待され、オープニングイベントの認知度や来場者数の拡大にもつながるものと考えます。
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	・オープニングイベントの企画は、令和8年度の体制(新しいメンバー含めて)で、具体アイデアを形にしていけるのが大事かと思います。 ・11月からのオープンが確約いただけるなら、R8年度世田谷トラストまちづくり活動助成事業にも関連するイベント「まちづくり交流会」をここで開催できるかもしれません。(11/下旬～12/上旬の日曜日の午後に開催)
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	今後の議論となると思うが、具体的なイメージづくりが重要と考える。 活動団体の紹介のようなものだけでなく、ホールの「柿落し」のように新規施設の開場を寿ぐような内容を含んだ方が、華やかで注目されるのではないかと。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	賛成
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	異存ありません。 (以下、提案です) ・土日祝日の日中を主体に実施する場合、相当エネルギーをかけなければ十分な集客は難しいと思われますが、例えば、国士舘大学楓門祭開催日(例年は11月第1土・日)に合わせて実施し、回遊性を持たせることで、より多くの方に存在を知っていただくきっかけにもなりうると考えます。